



府 共 第 4 5 3 号-3

平 成 3 0 年 7 月 2 6 日

男女共同参画推進連携会議議員 殿

内閣府男女共同参画局長



平成 30 年度「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

男女共同参画推進本部（本部長：内閣総理大臣）においては、平成 13 年 6 月 5 日に、毎年 11 月 12 日から 25 日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの 2 週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施する旨の決定をしているところ、本年度につきましても、別添の実施要綱により運動を実施することといたしました。

本運動は、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的とするものです。

つきましては、本運動がより一層広がり、有意義なものとなるよう、格段の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

（本件照会先）

内閣府男女共同参画局推進課

暴力対策推進室 廣渡、近藤、大賀

TEL：03-5253-2111（内線 37553）

FAX：03-3592-0408